

介護保険

居宅介護(予防)住宅改修費 支給について



～より安全な生活が送れるように住宅を改修～

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が対象となり、手すりの取り付けなど、要介護認定を受けた方の生活の自立支援のための住宅改修費の一部を助成します。

～ケアマネジャー等と相談 申請は必ず着工前に～

住宅改修をするときは、まず、担当のケアマネジャー等か、介護高齢福祉課に相談してください。

また、着工前に必ず介護高齢福祉課へ申請を行い、保険給付の対象として適当な住宅改修であるかどうかの確認を受けてください。

伊賀市 介護高齢福祉課

住宅改修費の支給までの流れ

居宅介護(予防)住宅改修費の支給を受けるには、2通りの申請方法があります。

「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかをお選びいただき、次のとおり申請を行ってください。



Step 1

住宅改修についての相談

※1 ケアマネジャーをはじめ作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター(2級以上)の資格を持つ方です。

居宅介護支援事業所のケアマネジャー等(※1)に身体状況にあった改修内容の相談。「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらってください。

Step 2

現地での住宅改修工事の内容の調整・確認

被保険者、家族等が相談した方及び施工業者と現地で工事内容・施工方法の確認をする。利用限度額は同一住宅で20万円です。(限度額までなら複数回に分けて改修可能です。)

Step 3

住宅改修費支給事前承認申請



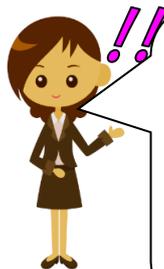
被保険者の自己負担割合は、事前に「負担割合証」をご確認ください。

償還払い

- 申請に必要な書類
- ①住宅改修費支給申請書
 - ②住宅改修が必要な理由書
 - ③住宅改修の見積書・工事費内訳書
 - ④改修箇所が分かる現況写真(施工前)
 - ⑤改修箇所を記入した住宅の平面図
- ※住宅所有者が被保険者以外の場合

受領委任払い

- 申請に必要な書類
- ①住宅改修費支給事前承認申請書
 - ②住宅改修が必要な理由書
 - ③住宅改修の見積書・工事費内訳書
 - ④改修箇所が分かる現況写真(施工前)
 - ⑤改修箇所を記入した住宅の平面図
- ※住宅所有者が被保険者以外の場合



- ・申請書の違いに注意してください。
- ・内訳書は箇所別に材料・工事費別に記載し、仕様もしっかり記載してください。
- ・施工前の現況写真には撮影日を必ず写し込ませて、手すりなど改修内容も朱色で記載してください。

Step 4

住宅改修事前承認決定

理由書作成者(ケアマネジャー等)へ住宅改修費事前承認決定通知の送付(伊賀市から)

「償還払い」

被保険者が費用の全額を施工業者に支払った後に、領収証と必要書類を添えて支給申請することで対象費用の負担割合証に記載の割合を除いた金額を利用者へ給付する制度です。

「受領委任払い」

被保険者が費用の介護保険負担割合証に記載の割合を施工業者に支払い、残りの割合は領収証と必要書類を添えて支給申請することで、市が直接施工業者に支払う制度です。
※施工業者は伊賀市が認定した業者に限りです。

Step 5

住宅改修工事の着工・完成・工事費の支払い

償還払い

工事費全額（10割）支払い
（被保険者→施工業者）

受領委任払い

工事費（自己負担割合分）支払い
（被保険者→施工業者）

Step 6

住宅改修費（保険給付）の申請



被保険者の負担割合に注意！「負担割合証」は必ず確認を！！

償還払い

申請に必要な書類

- ① 工事費内訳書
- ② 工事完了写真（施工後）
- ③ 工事費支払の全額（10割）の領収証

受領委任払い

申請に必要な書類

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 受領委任払承諾書
- ③ 介護保険給付費請求書
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 工事完了写真（施工後）
- ⑥ 被保険者支払い分の領収証



- ここでの支給申請書は、受領委任払い専用の申請書です。
- 工事完了写真には撮影日を必ず写し込ませてください。
- 領収証は被保険者の氏名を必ず記載してください。

Step 7

住宅改修の内容の審査・決定 住宅改修費の支払

支給申請受付日基準毎月20日頃締め。決定後に住宅改修費支給決定通知書を送付し、当月末に支給申請書の預金口座へ振り込みます。締め日以降は翌月末支払いとなります。

住宅改修の種類について

1. 手すり

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

なお、浴槽縁に取付けるなどのいわゆる取付け工事を伴わない手すりは対象となりません。

2. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、取付け工事を伴わないスロープ、段差解消機、浴室用のスノコは対象となりません。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

また、屋外でも道路に出るための通路部分の移動を円滑化するために舗装することも対象となります。

なお、滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象となりません。

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

5. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定され、取付け工事の伴わない据え置き腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用することとなります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象となりません。

6. その他1から5の付帯して必要となる住宅改修

住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、以下のものが考えられます。

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強など
- ②浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など
- ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など
- ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など
- ⑥住宅改修の際に不要となった便器等の撤去や、床材変更で出た廃材の処分など
- ⑦段差の解消に伴う転落防止柵の設置

その他、不明な場合はお問い合わせください。

問合せ先：健康福祉部介護高齢福祉課介護事業係

TEL 0595-26-3939 Fax: 0595-26-3950

住宅改修Q & A

■居住地・住民票

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住民票のある住宅のみが対象となります。住宅改修をしようとする場所に住民票が移されているのなら介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q 1. 要介護者が娘や息子の住宅に一時的に身を寄せている場合、その家で介護保険を使った住宅改修を行うことができますか？

A 1. 介護保険証の住所地によります。

Q 2. 引越し等で一時的に借家に住んでいる場合その借家の住宅改修は対象になりますか？また、元住んでいた家に戻って来た場合その家での住宅改修が対象になりますか？

A 2. 介護保険証の住所地によります。

Q 3. 月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修に該当しないでしょうか？

A 3. 施設入所者の生活拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様です。

■在宅生活での自立支援

Q 4. 現在、病院に入院中だが、自宅（住所地）を改修することは可能でしょうか？

A 4. 近々退院が確定しているならば、退院にあわせ住宅改修することは可能です。ただし、改修工事が完了しても改修費の支給申請は退院後に行うこととなります。退院できない場合は、住宅改修費支給の申請はできません。

Q 5. 要介護認定の申請をして、まだ認定の結果通知されていないが、日常生活において危険箇所があり、改修を行いたいが可能でしょうか？

A 5. 介護保険の給付は、要介護認定の申請日に遡ります。要介護認定申請を行ったうえ改修に着手することは可能ですが、当該改修費の支給申請は認定の結果通知受理後に行うこととなります。認定の結果「自立（非該当）」となれば住宅改修費の請求はできませんので注意が必要です。

■工事

Q 6. 被保険者等が自ら住宅改修を行った場合はどうですか？

A 6. 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とします。改修完了後の申請時の領収書は、材料購入店の領収書になります。

Q 7. 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は、住宅改修の支給対象となるとのことであるが、風呂やトイレが屋外にある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は支給対象となりますか？

A 7. 支給対象となります。

Q 8. 新しいスロープを設置するため、既存のスロープ及びその他その周囲のブロック、犬走り等を撤去しなければならない。それにかかる費用は支給対象になりますか。また、それらを撤去した際に出たガラを処分するため、運搬車への積み込み及び運搬にかかる費用、ガラの捨て場代、また工事全般にかかる材料の運搬や片付け費用は支給対象になりますか？

A 8. 既存のスロープが古くなっただけでは支給対象になりません。ただし、利用者に身体的な変化が生じ、既存のスロープでは対応できない場合には、既存のスロープを撤去し新たにスロープを設置する必要があるのであればこれらの費用も支給対象となります。

Q 9. 部屋の壁を壊して新たに扉を設置する場合「引き戸等への扉の取替え」の対象となりますか？

A 9. 既存の扉がないので基本的に支給対象になりません。ただし、従来、「引き戸等への扉の取替え」は扉位置の変更等を含め扉の取替えとされていましたが、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあるので、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれます。

Q 10. 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置にかかる費用は支給対象となりますか？

A 10. トイレの改修に付帯して必要となるものとは、便器の取替えに伴う給排水設備工事（非水洗から水洗を除く）及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は支給対象になりません。

Q 11. 要介護者に適応するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事は支給対象となりますか？

A 11. 「洋式便器等への便器の取替え」として対象となります。

■改修の時期

Q 1 2. 新築の工事が終わってすぐに介護保険の住宅改修を実施したいが、支給の対象となりますか？

A 1 2. 住宅の新築は住宅改修とは認められていないので住宅改修費の支給対象となりません。新築住宅の竣工日以降に住宅改修が必要となり工事が行われる場合は給付対象となります。ただし、新築完了の日付（改修前の写真）、状況を確認できることが必要です。

増築改築の場合も新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象になりません。ただし、廊下の拡張にあわせて手すりを取付ける場合、便所の拡張に伴い和式から洋式便器に取り換える場合は、それぞれ「手すりの取付」「洋式便器等への便器の取換え」に係る費用についてのみ住宅改修の対象とします。

■承諾書

Q 1 3. 改修をする家の所有者が家族の場合、承諾書は必要ですか？

A 1 3. 当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要です。なお、賃貸住宅等の場合もその所有者の承諾が必要で、市営住宅の場合は、市の住宅課へ別途許可申請を行っていただきます。

Q 1 4. 賃貸住宅の場合、退去時に現況復旧のための費用は住宅改修の支給対象となりますか？

A 1 4. 住宅改修の支給対象とはなりません。

■添付写真について

便所、浴室、廊下等に箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとします。

介護保険の申請で写真の確認は重要です。そのためにもなぜ改修が必要かわかりやすい写真の添付が必要です。箇所ごとに写した写真や動線がわかる写真、段差の寸法がわかる写真が求められます。

Q 1 5. 申請に添付する必要がある改修前後の写真は日付がわかることとありますが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいでしょうか。

A 1 5. 工事の日付は改修の時期の確認をする場合重要です。日付機能がない写真機の場合は、工事現場などで黒板に現場名・工事内容・日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真のみで日付がわかるように撮影してください。

Q 1 6. 段差がわかるように写真を撮るにはどうすればよいでしょうか？

A 1 6. 段差のあるところにスケールを当てて写真を撮ります。また、敷居段差が跨ぎ段差のように前後で高さが違う場合もあります。その場合は、両側から写すようにします。

Q 1 7. 箇所ごとがわかる写真とはどのようなものですか？

A 1 7. トイレの改修では、便器の変更、手すりの取り付けなど項目ごとに写真を撮ります。又、トイレの場合両側に手すりがあれば片側ずつ撮ります。

■内訳書について

内訳書は工事を行った箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

Q 1 8. 支給申請の際添付する内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならぬでしょうか。

A 1 8. 内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。工事が介護保険の対象になるどうかの判断や面積按分などの問題がある場合は特に数量がわかるようにします。

Q 1 9. 手すりの形状・長さ・型番はなぜ記入しなければいけないのですか？

A 1 9. 手すりは使う方により使いやすい形状が違います。例えば太さについてはφ32或いはφ35などと記入します。長さについても寸法の記入は必要です。また、材質においても木手すりなのかステンレス製または樹脂皮膜性の手すりなのかを明確にすることが必要です。市販品については型番を記入することで価格のチェックが可能となります。見積もりは利用者にわかりやすいものであり、また誰がみてもわかるものでなくてはなりません。手すりだけでなく全てにおいて共通となります。

■領収証

領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、申請書に記載された「住宅改修に要した費用」が適切に算出されたものであることがわかるよう、内訳書において算出方法を明示するものとします。

Q 2 0. 受領委任払いの場合の被保険者1割（2割）負担の計算方法は？

A 2 0. 介護保険対象となる費用（最大20万円）から、介護保険対象となる費用に0.9又は0.8を乗じて得た金額（小数点以下切捨て）を減じた金額が被保険者の負担額となります。

Q 2 1. 領収証の名前は利用者（被保険者）でないといけませんか？

A 2 1. 利用者（被保険者）のための住宅改修なので利用者の名前とします。

支給限度額について

住宅改修の支給限度基準額は、原則被保険者1人につき同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行った場合、自己割合が1割なら自己負担2万円、2割なら4万円となり、差額の18万円又は16万円が保険給付されます。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

また、上限金額である20万円を1回の改修で使い切らずに、状態の変化に合わせて数回に分けて使うこともできます。

20万円の住宅改修 → 1割負担の場合
 保険給付額 $20万円 \times 0.9 = 18万円$
 (1円未満の端数切捨て)
 (20万円を超えた部分については全額自己負担)

※負担割合について

要介護（支援）認定者に負担割合が記載された負担割合証が発行されています。

★要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合（3段階リセット）に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります）。

なお、この例外は、同一被保険者について1回のみ適用されます。

◎要介護区分の段階

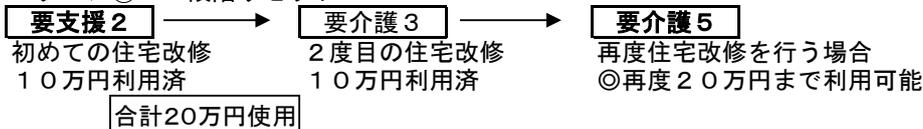
要介護区分	段階
要支援1	第一段階
要支援2	
要介護1	第二段階
要介護2	
要介護3	第三段階
要介護4	第四段階
要介護5	第五段階
要介護6	第六段階

◎要介護区分の3段階以上上がる例

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1（第一段階）	要介護3（第四段階） 要介護4（第五段階） 要介護5（第六段階）
要支援2（第二段階） 要介護1（第二段階）	要介護4（第五段階） 要介護5（第六段階）
要介護2（第三段階）	要介護5（第六段階）

◇具体例

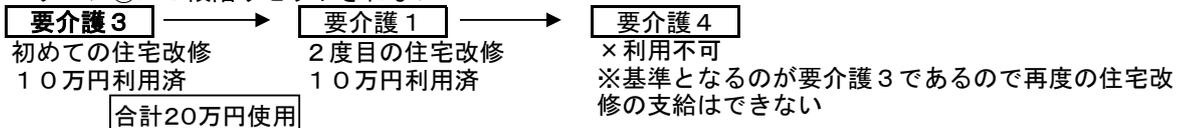
パターン①. 3段階リセット



パターン②. 3段階リセットその2

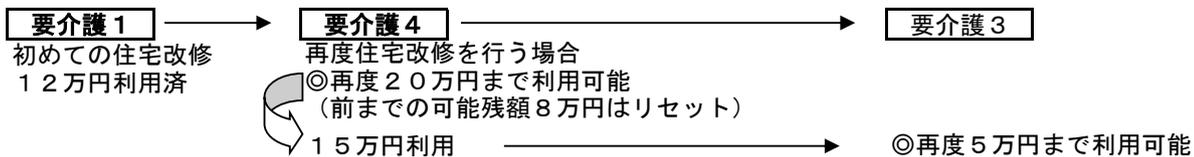


パターン③. 3段階リセットされない



3段階リセットの具体例のつづき

パターン④. 3段階リセット後の利用

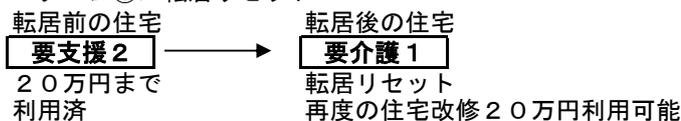


★転居した場合の例外

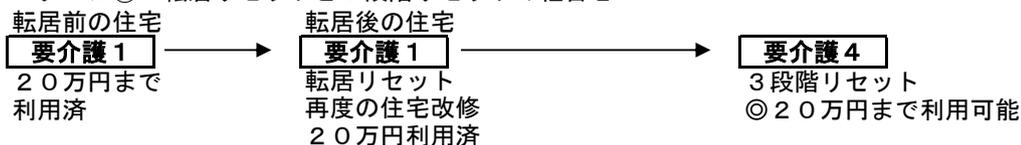
支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合（転居リセット）には、改めて上限に達するまで住宅改修費の支給を受けられます。（転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります。）

◇具体例

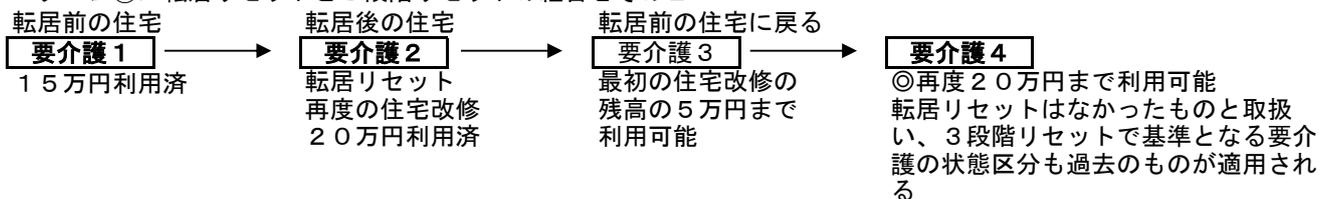
パターン⑥. 転居リセット



パターン⑦. 転居リセットと3段階リセットの組合せ



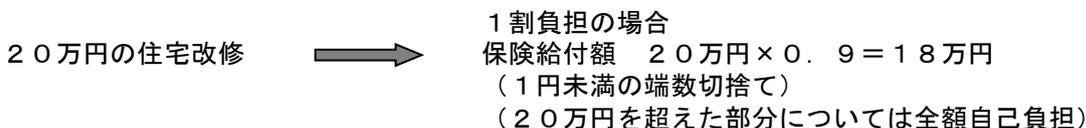
パターン⑧. 転居リセットと3段階リセットの組合せその2



支給限度額について

住宅改修の支給限度基準額は、原則被保険者1人につき同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行った場合、自己割合が1割なら自己負担2万円、2割なら4万円となり、差額の18万円又は16万円が保険給付されます。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

また、上限金額である20万円を1回の改修で使い切らずに、状態の変化に合わせて数回に分けて使うこともできます。



※負担割合について

要介護（支援）認定者に負担割合が記載された負担割合証が発行されています。

★要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合（3段階リセット）に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります）。

なお、この例外は、同一被保険者について1回のみ適用されます。

◎要介護区分の段階

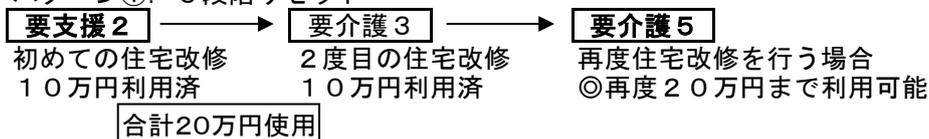
要介護区	段階
要支援1	第一段階
要支援2	
要介護1	第二段階
要介護2	
要介護3	第三段階
要介護4	第四段階
要介護5	第五段階
	第六段階

◎要介護区分の3段階以上上がる例

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	⇒	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1（第一段階）	⇒	要介護3（第四段階） 要介護4（第五段階） 要介護5（第六段階）
要支援2（第二段階）	⇒	要介護4（第五段階） 要介護5（第六段階）
要介護1（第二段階）	⇒	要介護5（第六段階）
要介護2（第三段階）	⇒	要介護5（第六段階）

◇具体例

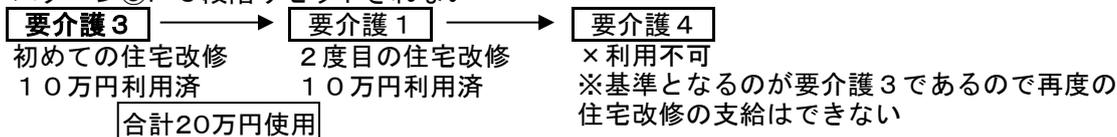
パターン①. 3段階リセット



パターン②. 3段階リセットその2

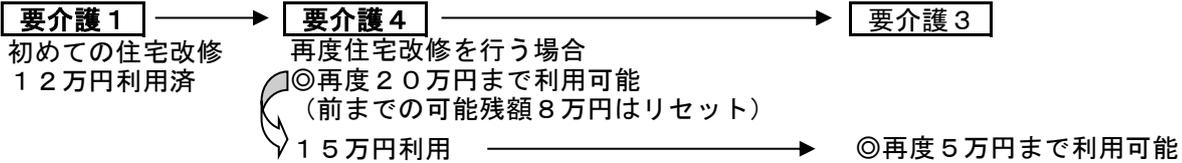


パターン③. 3段階リセットされない

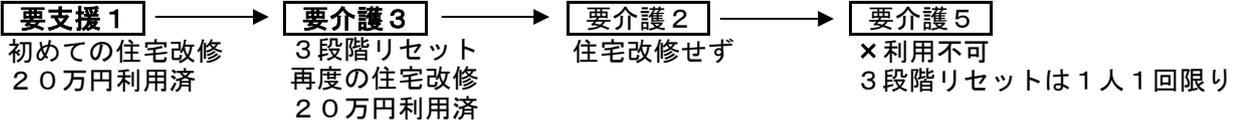


3段階リセットの具体例のつづき

パターン④. 3段階リセット後の利用



パターン⑤. 3段階リセット後の利用その2

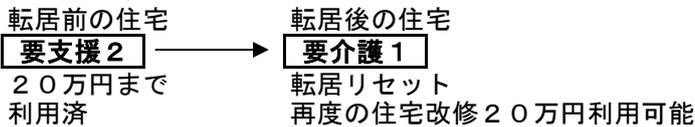


★転居した場合の例外

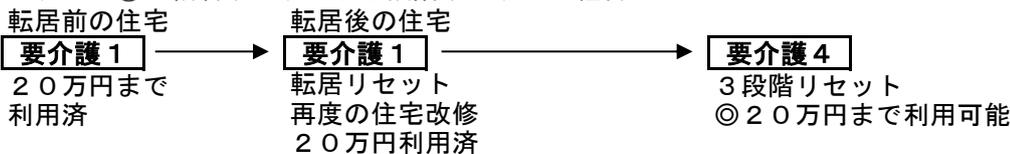
支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合（転居リセット）には、改めて上限に達するまで住宅改修費の支給を受けられます。（転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります。）

◇具体例

パターン⑥. 転居リセット



パターン⑦. 転居リセットと3段階リセットの組合せ



パターン⑧. 転居リセットと3段階リセットの組合せその2

